

○警察職員の職務執行に対する苦情処理規程

(平成 13 年 5 月静岡県公安委員会規程第 3 号)

改正 平成 18 年 2 月 16 日県公委規程第 1 号 令和 5 年 6 月 1 日県公委規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 79 条及び苦情の申出の手續に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則第 11 号。以下「規則」という。）に基づく苦情の処理その他の警察職員の職務執行に対する苦情の処理に関し、必要な事項を定める。

(苦情の定義)

第 2 条 この規程において「苦情」とは、警察職員の職務執行に対する苦情のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより、何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服
- (2) 警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満

(苦情申出書の受付、送付)

第 3 条 所属長は、公安委員会あての苦情申出書（規則第 2 条に定める苦情申出書をいう。以下同じ。）による苦情を受け付けたときは、速やかに公安委員会に送付するものとする。

(公安委員会の受理、補正)

第 4 条 公安委員会は、公安委員会あての苦情申出書による苦情を受理したとき及び第 3 条の規定により苦情申出書の送付を受けたときは、その記載事項を確認するものとする。この場合において、苦情申出書の記載事項に不備があるときは、申出者（申出者が複数であるときは、代表者。以下同じ。）に対する電話、面接その他適当と認める方法により補充調査を行うものとする。

2 前項の規定による補正が困難と認める場合は、規則第 4 条の規定に基づき、苦情申出書の記載事項について文書により期限を付して補正を求めるものとする。

(苦情の処理)

第 5 条 公安委員会は、法第 38 条第 3 項、同条第 4 項その他の法令の規定に基づき、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）に公安委員会あての苦情申出書の内容を速やかに通知し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置（以下「事実関係の調査等」という。）の報告を求めるものとする。

- 2 本部長は、苦情に係る事実関係の調査等を行ったときは、速やかに公安委員会に報告しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、定型的な処理その他迅速な処理が可能な苦情で、既に是正措置が講じられる等苦情としての実質的要件が解消したと認められるものについては、個別の報告に代えて、一定期間内に処理したものを取りまとめて報告することができる。

(再調査等に関する指示)

第6条 公安委員会は、前条第2項又は第3項の規定による報告を受けた場合において、その事実関係の調査が不十分と認められるときその他必要と認めるときは、指示書(別記様式)により再調査その他必要な指示を行うものとする。

(苦情申出者に対する通知等)

第7条 公安委員会は、法第79条第3項の規定により通知する文書の内容を第5条第2項又は第3項の規定による報告に基づき決定し、郵送その他適当と認められる方法により通知するものとする。

- 2 申出者に通知すべき事項は、次の各号のうち、事実関係の調査の結果、必要と認められるものとする。

- (1) 申し出られた苦情に係る事実関係の有無
- (2) 事実関係が確認できた場合における苦情の対象である職務執行の問題点の有無
- (3) 問題点のある職務執行については、講じた措置の概要

- 3 公安委員会は、申出のあった苦情が法第79条第3項第1号に該当すると認めるときは、申出者に対し処理結果の通知は行わない旨を連絡するものとする。

- 4 公安委員会は、申出のあった苦情が次の各号に掲げる者に係るものであると認めたときは、申出者にその旨を教示の上、当該各号に定める者に苦情申出書の概要を通知するものとする。

- (1) 法第64条第1項に規定する警察庁の警察官及び法第61条の3第4項に規定する都道府県警察の警察官 国家公安委員会
- (2) 他の都道府県警察の職員(前号に該当する者を除く。) 当該他の都道府県警察を管理する都道府県公安委員会

(公安委員会事務の補佐)

第8条 この規程に定める公安委員会の事務については、本部長の定める職員に必要な補佐をさせることができる。

(公安委員会宛ての文書によらない苦情の処理)

第9条 第3条から前条まで（第4条第2項を除く。）の規定は、公安委員会宛ての苦情申出書以外の方法によるものについて準用する。

2 申出者に対する通知は、文書その他適当と認められる方法により通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、通知をしないことができる。

(1) 法第79条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 申出者が通知を求めていると認められるとき。

(3) 申出者の氏名が明らかでないとき。

(警察あての苦情の処理)

第10条 警察あての苦情については、本部長が適正に処理し、公安委員会に報告するものとする。

(本部長への委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、警察職員の職務執行に対する苦情の処理について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成18年2月16日県公委規程第1号)

この規程は、平成18年2月16日から施行する。

附 則(令和5年6月1日県公委規程第8号)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別記様式

苦情処理に関する指示書

[別紙参照]